広報るもい

発行所
留萌市役所
電話（代）270番
編集人
総務課長 青山喜三郎
留萌市幸町三丁目
印刷所 金子印刷所
（毎月1回 1日發行）

1月中の人口のうごき

世帯数				8.674世帯
総人口				39.345人
			男	19.731人
			女	19.614人
	出生	死亡	轉入	轉出
男	30人	11人	86人	42人
女	28人	6人	68人	35人
計	58人	17人	154人	77人

火災豫防について

留萌市長 橋本作市

親愛なる市民の皆さん。私は常に市民福利の増進と向上を念願と致しておりますが、これに不安と脅威を与えるものは火災であります。

この憎むべき火災の防遏については、私の最も意を注いでいるところでありますが、客年来、火災の発生は急激に殖え、昨一年間でこの留萌から実に五九回もの火災が発生、本年に於ては僅か一ヶ月の間に四回も発生いたしております。

これら火災の原因をみまするに、不可抗力的なものは一つもなく、市民の皆さんが一隅火の元に細心の御注意をされるならば、必ず避け得ることの出来る火事であつたことは申し上げるまでもございません。

「災害は忘れた頃にやつてくる」のでありますから消防力の強化ということには深く意を用いてはおりますが、差当りは、多発する火災豫生の火半が、市民の皆さんの注意力によつて避け得られることに鑑み、御互いの生活に火は欠くことの出來ないものでありますので、火を取扱うところに、火事は起るというお考えのもとに、一層火に対する観念を引き締められ、火災の発生を防遏して住みよい大留萌市の建設に特段の御協力下さる様切望する次第であります。

（写真は橋本市長）

大火はどんな場合に起るか

◇火災狀況

都市における年間の火災発生狀況は、人口一万人当り四回という數字が出ている。留萌の場合これを基本としてみると、十六回程度が普通であるが、昨年は約四倍の五十九回にも及んでいる。この事実は、「火の用心」がいまだ不足しているのではないかとみられるわけである。

◇氣象狀況

古くから、留萌港の風波の高さが、世界でも第三番目であると、よく言われている。留萌測候所調べの年間平均風速も六・一米で、暴風日數においても全年の五五%であり、これに加えて、春先にはフエン現象が起り、空気が極端に乾いて気象の悪い面では全道一という有難くない現況である。

◇家並狀況

警火心はある程度弛くても、家並みがよければ大火にはならない。

留萌では昭和二十九年四月一日に準防火地域が設けられているが、留萌の現狀をみると、屋上不燃化においても、四対六の割合で柾屋根が多く、そのため春先の気象の悪い時は「飛火」により大火になるおそれがある。

これを防ぐためには、済事由もあるが、何よりも第一に不燃化を図ることである。準防火地域の範囲は驛前から港町一丁目に到る大通りの両側街区であるが次の制限事項がある。

木造建物では延一五〇坪以下にすること、階數も二階までゞ、三階は設けられないことになつている。また、その地域によつて空地比（敷地と建物の割合）を守らなければならないことになつている。

このように、建築關係法令を守ることは即大火を防止することになる。計画書がいくら立派でも、申請すぐに不正が行われるのでこれらが大火の原因となることが多い。

◇水利狀況

留萌の市街は起伏の多い地形の上にバラック造りが建並び、火災の場合、これに利用出来る河川、沼等が一つもない甚だ危険な狀態である。

水道消火栓も、三十年以前に人口一万人を対象として設置されたもので、人口の膨張には伴わず、消防車二台の使用にも充分でない現況である。その上、火災と同時に一般の方は各戸の水道を滿開して水を出すため、二台やつとのところが一台も危ぶまれる水道消火栓であるから、火を包むことが出来ないわけである。ですから、平素から用水桶やベケツ等に水を充分に準備しておく心構えが大切である。

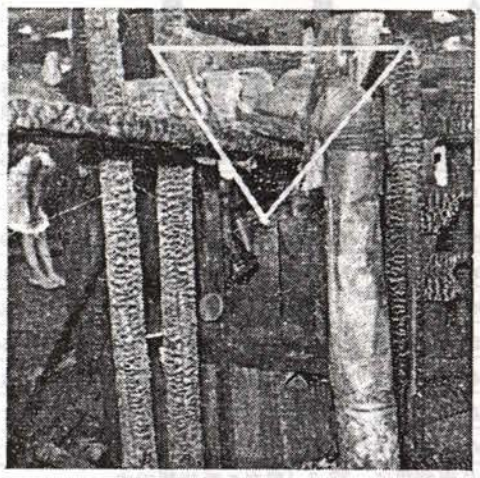

写眞は昭和33年8月15日に發生した幸町の火災の原因となつた破損煙突

今年も我々の街を守る

消防團の出初式終る

留萌市消防団の出初式は一月四日午前八時三十分より金子団長以下約二〇〇名の団員が、市役所前に集合寒風荒ぶ中を、終始統制ある団長の指揮の下に、消防団旗を先頭に各分團の分列行進を行い、市公民館前では橋本市長の観閲を受け、續いて、消防自動車による堂々の街頭行進を行いました。

また寫真にみるような登梯の勇み姿を披露してくれる等、市民の信頼にこたえてくれる消防団の面目を遺憾なく發揮してくれました。

出初式における登梯

共同灰じん箱の利用について

市内には約八十ヶの共同灰じん箱を置いてありますが、その利用狀況を調べてみましたら、次のような点が守られていないところが多い様でしたので、今後は必ず守つていただく様にお願いいたします。

◎灰じんは火氣がなくなつたことを充分たしかめてから捨てること。こげて穴のあいてる箱が相当ありました。

◎灰には水をかけて下さい水をかけると風で飛ぶこともないし、火災の面からも安全です。通行人に大變迷惑をかけながら処理していますので、是非勵行して下さい。

◎灰じん以外のごみを投げないこと。処理が困難なだけでなく火事の原因ともなります。

◎灰は必ず灰じん箱に捨てること。道路に捨てる方がありますが、融雪を遅らすばかりでなく、交通にも支障を來しますし、街の美観上からも好ましくないことですから絶対に止めて下さい。

（厚生課清掃係）

納税で築く郷土の富と幸

齒醫者にかかつても

國民健康保険がききます

皆さんもご承知と思いますが、從来の國民健康保険法の全部を改める新国民健康保険法が昨年の十二月二十七日付で公布されました

市の国保に加入している方――被保険者なら一般の病院にかかつた場合、その費用は市と患者が半分ずつ負担することは從来とかわりませんが、今までは、市と齒科醫とは診療協定を結んでいなかつたので、齒科醫にかかつた場合の費用は全額患者が負担しなければなりませんでした。

それが今度の法律改正によつて、二月一日からは市内の齒科醫であればどこにかかつても費用の半分だけを負担すればよいことになりました。ただし「齒科補てつ」の分だけは、全額患者が負担しなければなりません。また、ハリ、キユウアンマ等は給付（半額を市が負担）の対象になりませんし、柔道整復師の治療を受けた場合は醫師の同意書がなければ給付の対象になりませんから御承知下さい

選擧人名簿と選擧權の行使について

今年は知事、道議会議員市議会議員、参議院議員などの大事な選擧が行われますが、選擧の度毎に「去年の選擧には投票したのに、今の名簿にのつていない筈はない」とか「税金を拂つているのに選擧權がないというのはどういうわけか」等の苦情が沢山あります。

これは選擧權の行使と選擧人名簿との関係ですが、公職選擧法の規定により毎年九月十五日現在で基本選擧人名簿の調製が行われることになつていますが、既に選擧權のある人でこの名簿から洩れた人や、補充選擧人名簿調製の期日現在で新たに選擧權を有することになつた方々は、補充選擧人名簿に登錄されることによつて選擧權の行使が出来ることになるわけであります。

この補充選擧人名簿の作製については、選擧管理委員会としては、調査員による調査を行う外、新聞、ラジオ、等の報導機關を利用して周知をはかる計画ですが、本人の申請によつて名簿に登錄されるのが、たてまえになつていますので、選擧人に於かれましても、充分に意を用いられまして洩れなく選擧人名簿に登錄申請されることを望みます

なお、補充選擧人名簿の調製、縱覽、異議の決定及び確定についての期日並びに申請の方法はおゝむね次のとおりです。

一、調製期日 選擧の期日前二十日前

二、調製期限 選擧の期日前十二日目まで

三、縱覽期間 選擧の期日前十一日目から選擧の期日前八日目まで

四、異議の決定期限 選擧の期日前七日目まで

五、確定期日 選擧の期日前五日目

六、申請期間及び方法 選擧の期日前十九日目から選擧の期日前十六日目までに、留萌市選擧管理委員会で定める様式及び方法により申請すること。

公明選擧運動を推進しよう

＝標語とスライド図案を募集します＝

本年四月の地方選擧には公明選擧の実をあげようと留萌市公明選擧推進協議会では、いろ〳〵な推進計画をたてゝいますが、その一環として次の要領で標語とスライドの図案を募集いたしていますので、奮つて御應募される様期待いたします。

▲スライド圖案

一、題材 公明選擧をよく表し、誰にでもわかる明るく建設的なもの。

二、應募資格 留萌市に選擧權を有するもの（昭和十四年四月十日以前に出生の者）

三、應募枚數 一人三枚以内、ハガキ大、着色のこと。

四、締切 二月十八日（当日消印有効）

五、宛先 市内港町三丁目市公民館内、留萌市公明選擧推進協議会。

作品には住所、氏名（フリガナ）、生年月日、職業を明記のこと。

作品は一切お返ししません。

六、入選發表 二月二十三日、本人に通知する外、秀作はスライドにして日劇、銀映座で映画休憩時間中に上映する。

七、賞 入選 三点 賞金 各千円宛、佳作若干 記念品贈呈

▲標語

一、題材 スライド図案に同じ。

二、應募資格 留萌市民一般（年令の制限なし）

三、應募枚數 ハガキに一人三句以内。

四、締切 スライド図案に同じ。

五、宛先 スライド図案に同じ。（小、中、高校生は校名、學年を記入のこと）

六、入選発表 二月二十三日。

七、賞 一位 賞金五百円 二位 〃 三百円 三位 〃 二百円 佳作 若干記念品

ねずみを一匹十円で買上げます

第二次ねずみ驅除運動の実施！

市では二月十日から三月五日まで次の要領で、ネズミの驅除運動を実施いたしますから、市民の皆さんの御協力をお願いいたします

一、大少の別なく一匹十円で買上げ抽せん券一枚を差上げます。

二、殺鼠剤の斡旋をいたします。

三、抽せん券の抽せん会は三月六日市役所の厚生課で行います。

四、捕獲ネズミを持參する際には必ず印鑑を持つて來て下さい。

なお、第一次ねずみ驅除運動の一環として小中學校の生徒から募集しました標語のうち優秀な作品を次に御紹介いたします。

○ねずみ一匹米一俵 留小 六年 西野 仁

○ねずみたいじで楽しい町に 三泊小六年 佐藤美恵子

○ねずみのいないよい家庭 東光小四年 前田 文情